に関する医療法施行規則第三十条の十四の規定の適用については、同条の表中

| | |
|---|---|
| 陽電子断層撮影放射性同位元素使用室 | |

とあるのは、

| | |
|---|---|
| 陽電子断層撮影放射性同位元素（陽電子断層撮影用放射性同位元素を除く。）使用室 | 適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合 |

とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

# 省　令

**○文部科学省令第四十一号**

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第九条の三第一項第一号及び第六項、別表第一備考第一号、第五号及び第六号の規定に基づき、並びに教育職員免許法を実施するため、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十七日

文部科学大臣　林　芳正

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

**第一条**　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **第一条の二**　免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二 | **第一条の二**　免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和 |